

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十六号）（下水道事業課）

一 趣旨

特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正に伴い、関連する下水道法の一部も改正された。これにより、下水道法の一部を引用している埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例において、条項ずれが生じたため改正を行う。

二 内容

(一) 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改める。
当該条例第四条で引用している下水道法「第六条第四号」を「第六条第五号」に改める。

(二) 埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を次のように改める。

当該条例第一条、第二条及び第七条で引用している下水道法「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

三 施行期日

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日から施行する。